

令和3年第1回浦幌町議会定例会 議会提出議案説明資料

目 次

- ・ 発委第1・2号（浦幌町議会基本条例並びに浦幌町議会委員会条例の一部改正）説明資料…………… P 1～3
- ・ 発委第3号（浦幌町議会会議規則の一部改正）説明資料…………… P 4～8

浦幌町議会基本条例並びに浦幌町議会委員会条例の一部を改正する条例説明資料

1 改正の趣旨

自然災害の発生及び感染症のまん延防止の観点から、やむを得ず議会庁舎に参集して議会活動ができなくなることが想定されるため、これら緊急時においてオンライン会議システム等の情報通信技術を活用し、議会活動の継続を図るとともに、平常時においても情報通信技術を積極的に活用していくことを浦幌町議会として推進するため、本条例の一部を改正するものです。

2 改正する条例

- ① 浦幌町議会基本条例（平成24年浦幌町条例第28号）
- ② 浦幌町議会委員会条例（平成24年浦幌町条例第29号）

3 改正の内容

①浦幌町議会基本条例

- ・ 第21条の2 関係

情報通信技術の活用について規定

②浦幌町議会委員会条例

- ・ 第15条の2 関係

災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認められる場合、オンライン会議を開くことができるとした会議の特例を規定

- ・ 第16条第2項関係

オンライン会議で出席した委員を会議の出席委員とする項目を追加

- ・ 第20条関係

オンライン会議を活用した会議は、秘密会にすることができないとするただし書きを追加

4 施行期日

公布の日から施行する。

浦幌町議会基本条例（平成24年浦幌町条例第28号）新旧対照表

改正後	改正前
目次（略）	目次（略）
前文（略）	前文（略）
第1条～第21条（略）	第1条～第21条（略）
<u>（情報通信技術の活用）</u>	
第21条の2 <u>議会は、議会機能の強化及び議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図る。</u>	
2 <u>議会は、災害の発生及び感染症のまん延等（以下「災害等」という。）のやむを得ない理由により議事堂等に参集することが困難なときは、その状況に応じた情報通信技術を積極的に活用することにより、議会活動の継続を図るものとする。</u>	
第22条～第30条（略）	第22条～第30条（略）

浦幌町議会委員会条例（平成24年浦幌町条例第29号）新旧対照表

改正後	改正前
目次（略）	目次（略）
第1条～第15条（略）	第1条～第15条（略）
<u>（会議の特例）</u>	
第15条の2 <u>委員長は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議」という。）を活用した会議を開くことができる。</u>	
2 <u>前項の場合において、委員は、オンライン会議により会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u>	
（定足数）	（定足数）
第16条（略）	第16条（略）
2 <u>前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第31条第1項の出席委員とする。</u>	
第17条～第19条（略）	第17条～第19条（略）
（秘密会）	（秘密会）
第20条 <u>委員会は、議決により秘密会とすることができる。ただし、オンライン会議を活用した会議は、秘密会とすることができない。</u>	第20条 <u>委員会は、議決により秘密会とすることができる。</u>
2（略）	2（略）
第21条～第32条（略）	第21条～第32条（略）

浦幌町議会会議規則の一部を改正する説明資料

1 改正の趣旨

浦幌町議会ではこの間、議員のなり手不足について真摯に取り組んできました。

このことから、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産について母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改める改正と、会議録に掲載しない事項について、浦幌町議会の運営に関する基準において規定しているが、議会会議規則で規定することが望ましいと判断したことから改正を行うものです。

さらに、自然災害の発生及び感染症まん延防止の観点から、やむを得ず議会庁舎に参集して議会活動ができなくなることが想定されるため、これらの緊急時においてオンライン会議システム等の情報通信技術を活用し、議会活動の継続を図るとともに、平常時においても情報通信技術を積極的に活用していくことを浦幌町議会として推進するため、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

① 目次関係

条文の追加に伴う条の繰り下げ

② 第2条関係

議会への欠席事由の整備と出産に係る産前・産後の欠席期間を規定

③ 第65条の2関係

オンライン会議により出席した委員を会議の出席委員とする規定を追加

④ 第67条関係

委員長が委員として発言しようとする場合の規定を追加

⑤ 第68条関係

委員会が委員でない議員に対し説明又は意見を聴くため出席を求める会議に、オンライン会議を追加

⑥ 第89条関係

請願者の利便性向上のため押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改正

⑦ 第126条関係

会議録に掲載しない事項に係る規定を追加

⑧ 第127条から第132条関係

第126条の追加に伴う条の繰り下げ

⑨ 別表（第128条）関係

別表の条の繰り下げ

- 3 施行期日
公布の日から施行する。

改正後	改正前
<p><u>ン会議により出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。</u></p>	
<p>4 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(委員外議員の発言)</p>	<p>(委員外議員の発言)</p>
<p>第68条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>会議（オンライン会議による会議を含む。第93条第1項において同じ。）への出席</u>を求めて説明又は意見を<u>聴く</u>ことができる。</p>	<p>第68条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し<u>その</u> _____出席を求めて説明又は意見を<u>聞く</u>ことができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第69条～第88条 (略)</p>	<p>第69条～第88条 (略)</p>
<p>(請願書の記載事項等)</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p>
<p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所</u> _____（法人の場合にはその<u>所在地</u> _____）を記載し、<u>請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければなら</u>ない。</p>	<p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u>（法人の場合にはその<u>名称及び代表者の氏名</u>）を記載し、<u>押印しなければ</u> _____なら</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>第90条～第92条 (略)</p>	<p>第90条～第92条 (略)</p>
<p>(紹介議員の委員会出席)</p>	<p>(紹介議員の委員会出席)</p>
<p>第93条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、<u>会議において紹介議員の説明を</u>求めることができる。</p>	<p>第93条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、 _____紹介議員の説明を求め</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第94条～第125条 (略)</p>	<p>第94条～第125条 (略)</p>
<p>(会議録に掲載しない事項)</p>	<p>_____</p>
<p>第126条 <u>前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。</u></p>	<p>_____</p>
<p>(会議録署名議員)</p>	<p>(会議録署名議員)</p>
<p>第127条 (略)</p>	<p>第126条 (略)</p>
<p>(協議又は調整を行うための場)</p>	<p>(協議又は調整を行うための場)</p>
<p>第128条 (略)</p>	<p>第127条 (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>(議会報告会等)</p>	<p>(議会報告会等)</p>
<p>第129条 (略)</p>	<p>第128条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(議員の派遣)</p>	<p>(議員の派遣)</p>

改正後	改正前
<p>第130条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(議会BCP及び議会機能の維持)</p> <p>第131条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(会議規則の疑義)</p> <p>第132条 (略)</p> <p>別表 (第128条関係)</p>	<p>第129条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(議会BCP及び議会機能の維持)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(会議規則の疑義)</p> <p>第131条 (略)</p> <p>別表 (第127条関係)</p>
(略)	(略)